

令和4年5月31日

課外活動団体 各位

学生支援担当副総長
佐久間 淳一

新型コロナウイルス感染防止にともなう課外活動への対応について

新型コロナウイルスの学内の感染状況は、ゴールデンウィーク明けにやや増加したものの、その後は低い数字で推移しています。他方、最近暑い日が続いていることもあり、マスク着用によって熱中症にかかる危険性が各方面から指摘されているところです。もちろん、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではなく、大学の活動指針もレベル0にはなっていないわけですから、引き続き、マスクの着用を含め、感染防止対策は取らなければなりません。国や愛知県からマスク着用に関する指針等が出されたことを踏まえ、課外活動に関しては、当面、次のような対応を取ることとします。

課外活動については、当面の間、第31報に記された対応を継続しますが、熱中症予防の観点から、激しい運動を伴う練習など、活動の様態によっては、マスクを外すことも可とします。また、休憩時間や課外活動の行き帰りなど、練習以外の時間帯については、屋外で、かつ距離（概ね2メートル）が確保されている場合は、マスクを着用しなくても構いません。ただし、屋外でも近い距離で会話がある場合はマスクをしてください。また、屋内では、会話がなく、かつ距離（概ね2メートル）が確保できる場合を除いて、マスクの着用を心がけるようにしてください。

課外活動団体の実際の活動容態は団体ごとに異なりますので、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策と熱中症のリスクを回避するための方策をいかに両立させるかについては、上記を踏まえつつ、各団体において適宜検討するようお願いいたします。

なお、活動中の換気については引き続き留意してください。また、課外活動に伴う会食はできるだけ自粛してください。特に、感染対策が不十分な場所での会食、大人数、長時間での会合等は禁止です。

記

適用期間：令和4年5月31日（火）～ 当面の間

【Ⅰ】活動範囲等

- (1) 大会、公式戦、公演、イベント等の学内外での開催や参加については、従前どおり、必ず事前申請をして許可を得てください。申請期限は原則として一ヶ月前までです。
- (2) 公式戦やコンテストへの出場、合宿など、やむを得ず宿泊を伴う活動を行いたい場合は、都度申請の内容により可否を判断しますので、一ヶ月前までに申請してください。ただし、宿泊を伴う活動については、必要最低限の人数・日数で計画するようにしてください。
- (3) 新歓イベントを実施する場合も、公式戦等と同様、事前申請を行ってください。ただし、通常練習に、新入生が見学者や体験者として参加する場合は、対人距離を確保すること、参加者を前日までに把握することを条件に申請は不要とします。
- (4) ビラ配りを希望する場合は、事前に所属する体育会又は文化サークル連盟に問い合わせ、指示に従ってください。
- (5) 課外活動に伴う会食はできるだけ自粛してください。

【Ⅱ】その他注意点

●活動前に、のどの違和感等、風邪の初期症状がないか確認し、少しでも症状があれば、活動を控えてください。

●体調不良により PCR 検査を受けることになった場合や陽性者/濃厚接触者となった場合は、本人から保健管理室へすぐにメール連絡してください。同時に主将や主務は状況を把握し、課外活動係へ報告してください。

●不明なことがあれば、都度、課外活動係へ相談いただきますよう、お願いいたします。

今後の状況により対応が変更となった場合は、その都度、通知します。

《問合せ先及び書類提出先》
学生支援課課外活動係
gakumu-kagai@adm.nagoya-u.ac.jp